

第3 政令第9条の取り扱い

1 用途の按分

用途の按分は、第3-1図の例により算出すること。

(例1)



No.	床面積の合計	③をそれぞれの用途で按分 (1式)	③を(1式)の割合に応じて按分
①	1,000 m ²	$\frac{①}{①+②} = 0.625$	$① + (③ \times 0.625) = 1,062.5 \text{ m}^2$
②	600 m ²	$\frac{②}{①+②} = 0.375$	$② + (③ \times 0.375) = 637.5 \text{ m}^2$
③	100 m ²		

按分された床面積
 ① (15)項 : 1,062.5 m²
 ② (4)項 : 637.5 m²

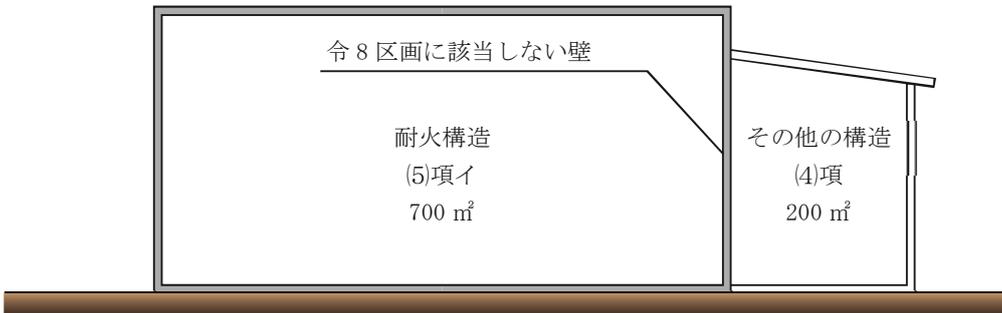
第3-1図

2 建築構造が異なる場合の取り扱い

用途ごとに建築構造が異なる場合、政令第9条の規定により用途ごとに取り扱うこととする。

(第3-2図参照)

(例2)



政令第11条第2項が適用され、屋内消火栓設備の設置義務はないものとする。

第3-2図

3 共用される部分がある場合の取り扱い

共用される部分がある場合、当該共用される部分については、それぞれの用途で按分し、消防用設備等の設置を要する部分を求めること。(第3-3図参照)

なお、共用される部分の消防用設備等の設置については、床面積の合計が大となる防火対象物に設置される消防用設備等を設置すること。ただし、政令第9条の規定の適用のないものは、防火対象全体で判断すること。

(例3)



共用される部分（駐車場、機械室）が、各用途に従属するとみなされる床面積

用途	床面積の合計	按分計算		従属する床面積
		計算式	結果	
(4)項	4,000 m ²	$4,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.25$	$2,000 \times 0.25 = 500$	500 m ²
(5)項イ	8,000 m ²	$8,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.50$	$2,000 \times 0.50 = 1,000$	1,000 m ²
(15)項	4,000 m ²	$4,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.25$	$2,000 \times 0.25 = 500$	500 m ²

地階部分に、政令第28条第1項第3号は適用されないものとする。

4 非常電源の取り扱い

複合用途防火対象物の消防用設備等の非常電源は、当該用途ごとに判断して、特定用途に供される部分の床面積の合計が1,000㎡未満の場合、当該用途に供される部分に設置する非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備とすることができる。

ただし、政令第9条の規定の適用のないものは、防火対象物全体で判断すること。

